

# 令和3年度から適用される制度改正

## (1) 給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除・調整控除の見直し

働き方の多様化を踏まえ、さまざまな形で働く人を応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、給与所得控除・公的年金等控除の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振り替えるなどの改正が行われました。

- 給与所得を計算する際に、給与所得控除額が一律10万円引き下げられました。また、給与収入金額が850万円を超える場合は、給与所得控除額は上限195万円となりました。  
■P14
- 公的年金等による雑所得を計算する際に、公的年金等による雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下の場合は、公的年金等控除額が一律10万円引き下げられました。また、公的年金等による雑所得以外の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、新たに計算方法が設けられました。 ■P15、P16
- 所得控除の基礎控除額が10万円引き上げられました。 ■P20  
※ 合計所得金額が2,400万円を超える場合はその合計所得金額によって控除額が減り、2,500万円を超える場合は基礎控除が適用されません。
- 調整控除の適用は、合計所得金額が2,500万円以下の場合とされました。 ■P20

## (2) 所得金額調整控除の創設

上記(1)の見直しにより負担増が生じないように、所得金額調整控除が創設されました。

- 子育て・介護などへの配慮から給与等の収入金額が850万円を超え、下記の①から③のいずれかに該当する場合は、給与所得から下記の式で計算した額が控除されます。 ■P15
  - ① 本人が特別障害者である場合
  - ② 23歳未満の扶養親族を有する場合
  - ③ 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する場合

$$\text{控除額} = (\text{給与収入金額 (上限 1,000万円)} - 850\text{万円}) \times 10\%$$

- 給与所得と公的年金等による雑所得がどちらもあり、その合計額が10万円を超える場合、給与所得の金額から次の式で計算した金額が控除されます。 ■P15

$$\text{控除額} = \text{給与所得 (上限 10万円)} + \text{公的年金等雑所得 (上限 10万円)} - 10\text{万円}$$

## (3) 寡婦控除・寡夫控除の見直し

全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を解消するために、「ひとり親控除の創設」と「寡婦控除の見直し」が行われました。 ■P18、P19

- 婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）を有し、本人の前年の合計所得金額が500万円以下の場合、ひとり親控除（控除額30万円）が適用されます。
- 従前からの寡婦控除に、合計所得金額が500万円以下の所得要件が設けられました。

## (4) 所得控除等の合計所得金額要件・非課税限度額等の見直し

上記(1)および(3)の見直しに合わせて、次のとおり見直しが行われました。

- 以下の要件について、10万円引き上げられました。
  - ・同一生計配偶者・扶養親族(配偶者を含む)・配偶者特別控除・勤労学生控除の合計所得金額要件 ▫P18、P19
  - ・寡婦・ひとり親に係る生計を一にする子及び雑損控除に係る親族の総所得金額等の要件 ▫P16、P18、P19
- 家内労働者等の必要経費の特例要件については、65万円から55万円に変更されました。
- 非課税に関する以下の要件について、10万円引き上げられました。 ▫P12
  - ・均等割が非課税となる基準の合計所得金額要件
  - ・所得割が非課税となる基準の総所得金額等要件
  - ・障害者・未成年・寡婦・ひとり親に対する非課税措置の合計所得金額要件

## (5) 新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため中止等となったイベントのチケットの払い戻し辞退に係る寄附金税額控除の創設

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、令和2年2月1日～令和3年1月31日の間に中止、延期又は規模の縮小となった文化芸術・スポーツイベントのチケット等を購入していた方が、その払戻しの全部又は一部を辞退した場合、当該辞退した金額を寄附とみなし、20万円までの金額について、条例指定分(堺市分・大阪府分の両方)の寄附として申告を行うことで、寄附金税額控除の適用を受けることができます。 ▫P22

※対象となる文化芸術・スポーツイベントは、文化庁やスポーツ庁のホームページでご確認ください。ホームページに掲載されている全てのイベントが対象となります。